新規技術と法研究会(通称・横浜 ELSI 研究会) 規約

制定 令和4年 8月17日

第1条 (名称)

本会は「新規技術と法研究会(通称・横浜 ELSI 研究会)」と称する。

第2条 (事務局)

本会の事務局は〒240-8501 横浜市保土ケ谷区常盤台 79-4 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院内に置く。

第3条 (目的)

本会は、先端科学技術がかかえる倫理的・法的・社会的課題を調査分析し、先端技術によって社会が変革してゆくなかで必要となるグランド・ストラテジーを提供することを企図し、大学内外からの情報収集、課題設定・検討・解決を試み、その成果を社会に還元することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は次の事業を行う。

- (1)研究活動
- •理論研究
- •調査研究
- •開発•実験研究
- •予測研究
- ・研究会の開催
- (2)研究基盤の構築、課題の設定
- •情報収集
- ・文献データベースの作成
- (3)研究成果の発信
- ・シンポジウムの開催
- ・公開講座の開催
- ·書籍出版·論文公表
- (4)教育
- ・授業・演習等による教育
- ・ELSI 人材養成プログラム(博士前期・後期)の構築

第5条 (会員)

本会は次の会員をもって組織する。

- 1 横浜国立大学国際社会科学研究院の構成員で、本会に入会を希望する者
- 2 横浜国立大学の教員で企画委員の推薦を得た者
- 3 その他本会に入会を希望し、企画委員会の承認を得た者

第6条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- 1 会長(企画委員の互選による)
- 2 企画委員長(会長が企画委員の中から指名する)
- 3 事務局長(会長が企画委員の中から指名する)
- 4 企画委員(会長が会員の中から指名する)
- 5 会計監事

第7条 (役員の任務)

- 1 企画委員は企画委員会を組織し、会務を審議する。
- 2 企画委員は外部の組織との連携のために連絡会議を適宜開催する。
- 3 各委員は企画委員会の決議に基づき各々の会務を執行する。
- 4 会計監事は本会の会計を監査する。